

報 告 書

平成26年1月29日

水戸地方裁判所 御中

弁護士 花 澤 俊 之

福島第一原子力発電所の事故に関する福島県内のある農業者の被害について、下記のとおり報告する。

記

1 被害者 鈴木博之 氏

福島第1原発から58kmの福島県大玉村に在住。

農家6代目。

耕地面積は約10万㎡

主に、米を栽培。

2008年8月以降、「認定農業者」（農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村が基本構想に照らして認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとする制度）となり、国などから支援を受けながら、効率的・安定的な農業経営（米加工業への展開も予定）を行うよう努めてきた。

2 原発事故による被害

（1）原発事故により、米（玄米・精米）及び米加工製品（団子）の売上が低迷（2010年度総売上は約3700万円、2011年度は約2700万円、2012年度は約2350万）。

精米販売は、玄米販売の約2倍の価格で売却できたが、精米販売先の主婦等一般顧客の注文は激減。業者は、玄米で購入かつ安い金額で買い叩かれる。

本件事故以前には大規模病院から注文があったが、事故後に取引停止。

（2）米加工製品として酒造販売業の免許も取得し、仕込み済みであったが、今後の販売の見通しがなく1度も販売に至ることなく中止。

（3）農地は福島県の中通りにあるにもかかわらず、その一部からは、事故から半年後も放射性セシウム（134，137）1万6200Bq/kgが検出した（なお、5000Bq/kg以上の農地が作付制限対象地）。

（4）農地の除染作業を自ら行わなければならないと、東京電力に除染作業を要求しても、東京電力は「法律上国が行うことになっている」と主張し、全く応じない。

（5）汚染農地を扱うため、農地作業の際いわゆる低線量被ばくの可能性が高く、次の世代（娘）に現在の農地・農業を託すことがとても苦しい。

以上